

特別養護老人ホームのユニット定員の上限緩和について

1 特別養護老人ホームのユニット定員の上限緩和が必要な背景

(1) 第7期京都市民長寿すこやかプランにおける現在の公募選定状況

第7期京都市民長寿すこやかプラン（第7期介護保険事業計画，以下「第7期プラン」という）における公募選定状況は参考1のとおりです。

第6期の同時期（参考2参照）と比較すると公募選定数については，順調に推移していると考えています。

その一方で，東京オリンピック・パラリンピック開催等による建築価格の高騰（参考3参照）等があり，特養の整備が困難な状況が続いています。第7期プランにおける整備目標の達成に向けて，利用者の尊厳を確保しつつ，より介護をしやすい特養の整備を推進するため，特養のユニット定員の上限について更なる緩和を進めたいと考えています。

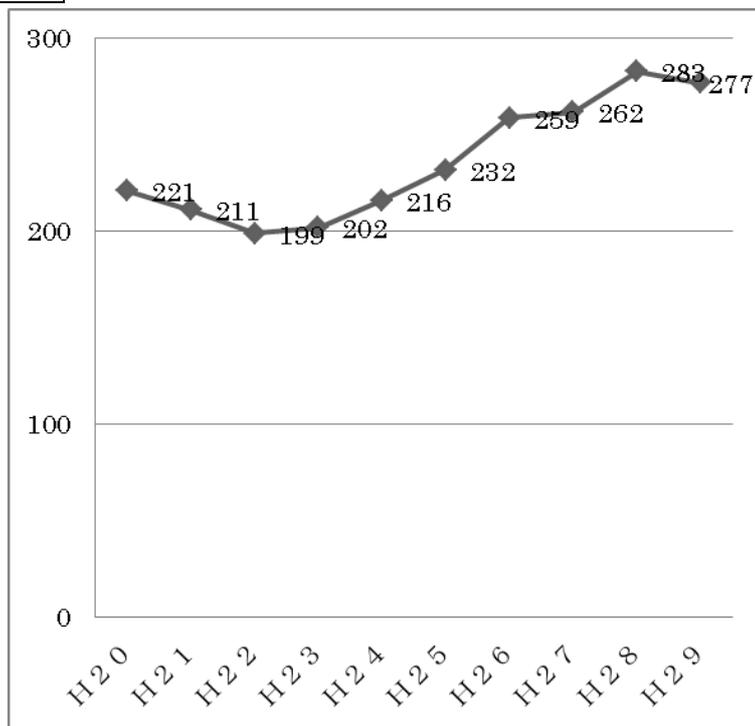
参考1 第7期プランの特養公募選定状況 (単位：人)

| プラン中<br>整備目標数 | 公募選定数 |       |     |
|---------------|-------|-------|-----|
| 610           | 404   | 広域型   | 360 |
|               |       | 地域密着型 | 44  |

参考2 第6期中の同時期（平成27年12月）の公募選定状況 (単位：人)

| プラン中<br>整備目標数 | 公募選定数 |       |     |
|---------------|-------|-------|-----|
| 577           | 342   | 広域型   | 255 |
|               |       | 地域密着型 | 87  |

**参考3** 全国のユニット型特養の平米単価の推移（単位：千円）



※ （出典）独立行政法人 福祉医療機構 「平成 29 年度 福祉 ・医療 施設の建設費について」

## 2 特養のユニット定員上限の取扱い

### (1) 現状

ア 基準省令（条例）の規定（本市条例は、基準省令を準用）

概ね10人以下

イ 解釈通知（国課長通知）

① 定員が10人を超えるユニットは「おおむね10人以内」と言える範囲であること。

② 定員が10人を超えるユニットは総ユニットの半数以下であること。

※ 地域密着型特養（定員29人以下）については、平成29年8月から、総ユニット数の半数以下を要件に12人まで認めています。

### (2) 改正案（別紙「整備のイメージ」参照）

地域密着型及び半数以下に限定せず、全ての特養の全ユニットについて、定員12人までとします。

この場合、職員の負担増に対応するため、①夜勤の人員配置基準に1名以上加配、②職員の処遇改善の取組を必須とします。

### (3) 効果

#### ア 特養運営事業者の収入の増加

定員1人増加につき年間約320万円の増収が可能となり、比較的地価の高い地域での特養整備が可能になる等、特養整備が促進されます。

例えば、地域密着型特養では、総ユニットの半数以下の限定がなくなるため、1フロア1ユニットタイプの地域密着型の定員が22人から24人となり、さらに整備がしやすくなります。

広域型特養についても、収入増により、夜勤職員の人件費増を賄うことが可能となるため、定員48名の特養を1フロア1ユニット4階建てのような整備が可能となります。

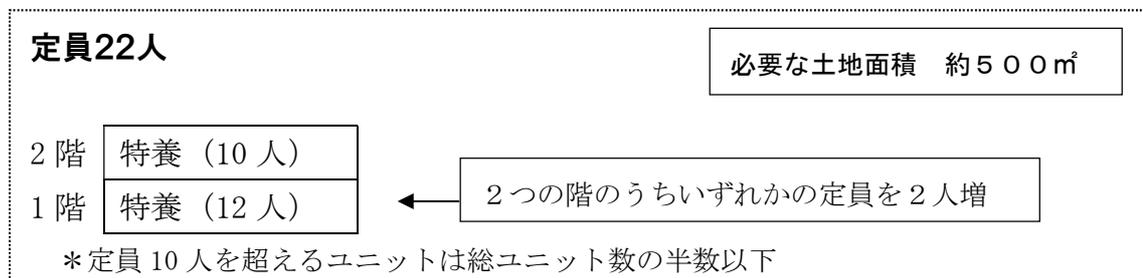
#### イ 柔軟な人員配置が可能

ユニットの配置職員が概ね1名増加することとなり、柔軟な人員配置が可能となります（一般社団法人京都市老人福祉施設協議会の調査では、特養の人員配置は1.9：1が平均。基準省令上は3：1）。

## 整備のイメージ

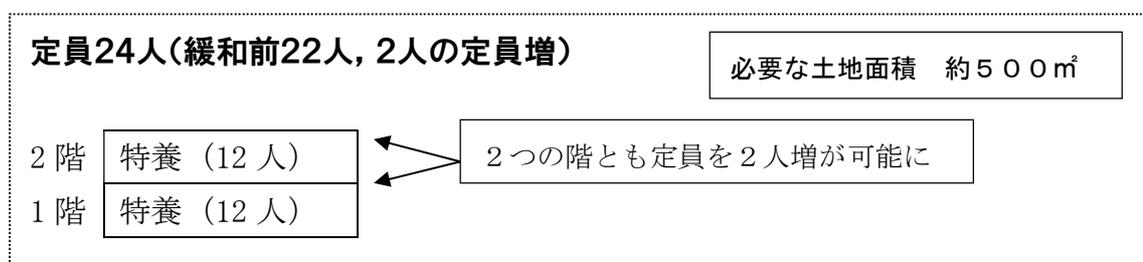
### 1 現行ルールで可能な整備手法

<地域密着型特養> \* 現行は地域密着型のみ緩和済み。



### 2 更なるユニット定員の緩和で可能な整備手法

<地域密着型特養>



<広域型特養> \* 緩和策を広域型にも適用

